別表三（一）　特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期留保金額の計算	留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）		1	円	定額基準額 2,000万円×12/12	20	円
	前期末配当等の額（前期の(3)）		2		所得金額（別表四「47の①」）	21	
	当期末配当等の額		3		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四「36」）	22	
	法人税額及び地方法人税額（(別表一(一)「4」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「8」－「9」)）		4		受取配当等の益金不算入額（(別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）	23	
	住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額：中小企業者以外の法人（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「42」)－別表六(九)「23」－別表六(十)「28」－別表六(十一)「24」－別表六(十二)「6」－別表六(十八)「22」－別表六(二十一)「28」－別表六(二十二)「12」）	5		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」＋別表十七(三の四)「27の計」）	24	
		住民税額の計算の基礎となる法人税額：大法人による完全支配関係がある中小企業者（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「42」)－別表六(六)「25」－別表六(七)「22」－別表六(九)「23」－別表六(十)「28」－別表六(十一)「24」－別表六(十二)「6」－別表六(十五)「24」－別表六(十六)「35」－別表六(十八)「22」－別表六(十九)「15」－別表六(二十)「21」－別表六(二十一)「28」－別表六(二十二)「12」）	6		受贈益の益金不算入額（別表四「16」）	25	
					法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額）	26	
					欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)）	27	
					新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	28	
		住民税額（(5)又は(6)）×16.3％	7		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（別表十(四)「20」）	29	
		特定寄附金を支出した場合：特定寄附金の額の合計額に係る控除額（特定寄附金の額の合計額）×20％	8		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額（別表十(四)「21」又は「23」）	30	
		特定寄附金を支出した場合：調整地方税額に係る控除額 {(7)+((別表一(一)「11」+「42」)×16.3％)}×20％	9		沖縄の認定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「9」又は「13」）	31	
		住民税額から控除される金額（(8)又は(9)のいずれか少ない金額）	10		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(二)「7」又は「9」）	32	
		住民税額（(7)－(10)）	11		収用等の場合等の所得の特別控除額（別表十(五)「18」＋「33」＋「38」＋「43」＋「48」）	33	
	当期留保金額（(1)＋(2)－(3)－(4)－(11)）		12		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（別表十(六)「22」）	34	
積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額		13		超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	35	
	同上の25％相当額		14		課税対象金額等の益金算入額（別表十七(三)「35」＋別表十七(三の二)「22」）	36	
	期首利益積立金額（別表五(一)「31の①」）－(2)		15		所得等の金額（(21)－(22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26)＋(27)＋(28)＋(29)－(30)＋(31)±(32)＋(33)＋(34)＋(35)－(36)）	37	
	期中増減：適格合併等により増加した利益積立金額		16		所得基準額（(37)×40％）	38	
	期中増減：適格分割型分割等により減少した利益積立金額		17		留保控除額（(19)、(20)又は(38)のいずれか多い金額）	39	
	期末利益積立金額（(15)＋(16)－(17)）		18		課税留保金額（(12)－(39)）	40	
	積立金基準額（(14)－(18)）		19				

留保金額に対する税額の計算						
課税留保金額			税額			
年3,000万円相当額以下の金額（(40)又は(3,000万円×12/12)のいずれか少ない金額）	41	円	(41)の10％相当額	45		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（(((40)－(41))又は(1億円×12/12－(41))のいずれか少ない金額）	42		(42)の15％相当額	46		
年1億円相当額を超える金額（(40)－(41)－(42)）	43		(43)の20％相当額	47		
計(40)（(41)＋(42)＋(43)）	44		計（(45)＋(46)＋(47)）	48		

別表三(一)の表を次のように改める。

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）